美幌町学校給食運営委員会資料

1.	美幌町学校給食運営委員会委員名簿	… 1 頁
2.	地元産農産物の使用状況について	… 2 頁
3.	食物アレルギー調査集計結果(学校別)	… 3 頁
4.	学校給食費年度別徴収率実績表	…4頁
5.	美幌町の学校給食における食物アレルギー対応指針	… 5 ~ 6 頁
6.	美幌町食物アレルギー診断経費支援金交付要綱	… 7 頁
7.	学校給食事故管理マニュアル	…8頁
8.	美幌町第3子以降学校給食費補助事業実施要綱	…9~11 頁

美幌町学校給食運営委員名簿

(任期 R4. 5. 7~R6. 5. 6)

No	区 分	氏 名	所 属	委嘱年月日
1	学 校 長	橋 本 雄一郎	美幌小学校	R4.5.7
2	"	菅 原 浩 人	東陽小学校	R4.6.29
3	"	池 田 潤	旭小学校	R3.4.28
4	"	長谷博文	美幌中学校	R4.5.7
5	"	竹内昭二	北中学校	R2.5.7
6	学 校 医	玉 川 英 文	美幌医師会	R2.5.7
7	学校薬剤師	中 村 美千代	美幌薬剤師会	H28.5.7
8	美幌消防署長	尾形正人	美幌消防署	R3.4.28
9	PTA会長	佐藤朴元	東陽小学校	R4.5.7
10	"	川口智貴	旭小学校	R4.5.7
11	保 護 者	小比賀 康 彦	北中学校	R4.5.7
12	"	寺 崎 智 史	美幌小学校	R4.5.7
13	"	佐 藤 圭 介	美幌中学校	R2.5.7

地元産農産物の使用状況について

/	溫			令和3年度					令和2年度				平成31年度	年度	
作物名	· 拉	総数量	地元産	その他	地元産 使用率	前年度と の比較	総数量	地元産	その他	地元産 使用率	前年度と の比較	総数量	地元産	その他	地元産 使用率
アスパラガス	ş	40	40	0	100.0%	%0:0	40	40	0	100.0%	%0:0	40	40	0	100.0%
小松菜	kg	221	16	202	7.2%	-34.5%	163	89	92	41.7%	27.7%	100	14	98	14.0%
にんじん	Ŗ	4,223	1,833	2,390	43.4%	15.3%	4,145	1,166	2,979	28.1%	-14.4%	4,231	1,799	2,432	42.5%
根深木丰	kg	1,260	614	646	48.7%	17.3%	1,379	433	946	31.4%	-9.7%	1,156	475	681	41.1%
出	kg	2,079	1,397	682	67.2%	13.3%	1,912	1,030	882	53.9%	3.9%	1,881	940	941	20.0%
大	Ŗ	1,150	384	166	33.4%	-12.8%	1,588	733	855	46.2%	%0:0	1,249	577	672	46.2%
ルセリ	ķ	2	0	2	%0:0	%0:0	2	0	2	%0:0	%0:0	2	0	2.0	%0:0
ה 	Ŗ	483	80	403	16.6%	-12.8%	433	127	306	29.3%	-12.7%	424	178	246	42.0%
ほうれん草	Ŗ	407	215	192	52.8%	-21.0%	633	467	166	73.8%	7.4%	402	267	135	66.4%
H 4	Ŗ	6,188	5,439	749	87.9%	-6.1%	5,850	5,497	353	94.0%	19.0%	6,189	4,637	1,552	74.9%
チンゲンサイ	Ŗ	385	0	385	%0:0	%0:0	346	0	346	%0:0	%0:0	395	0	395	%0:0
シベヤキ	ş	2,046	1,207	839	29.0%	%L'6-	1,925	1,323	602	68.7%	-8.4%	1,930	1,488	442	77.1%
キュウリ	ş	399	49	350	12.3%	2.0%	414	30	384	7.2%	-18.2%	373	95	278	25.5%
ご 逝 い	ĝ	378	345	33	91.3%	-8.7%	538	538	0	100.0%	%0:0	400	400	0	100.0%
なす	ъ	25	0	25	%0:0	%0:0	42	0	42	%0:0	%0:0	26	0	26	%0:0
	я В	43	0	43	%0.0	%0:0	56	0	56	%0:0	-15.1%	86	13	73	15.1%
じゃがいも	ş	1,69,1	1,691	0	100.0%	%0:0	1,652	1,652	0	100.0%	%0:0	2,152	2,152	0	100.0%
生しいたけ	ş	363	0	363	%0.0	%0:0	390	0	390	%0:0	%0:0	316	0	316	%0:0
ショウガ	Ŗ	49	0	49	%0:0	%0:0	36	0	36	%0:0	%0:0	38	0	38	%0:0
コンコク	ş	27	0	27	%0.0	%0:0	0	0	0	%0:0	%0:0	0	0	0	%0:0
も み し	я̀	1,688	0	1,688	%0:0	%0:0	1,913	0	1,913	%0:0	%0:0	1,726	0	1,726	%0.0
盂	Ŗ	23,147	13,310	9,837	57.5%	1.6%	23,457	13,104	10,353	55.9%	-0.7%	23,116	13,075	10,041	26.6%

食物アレルギー調査集計結果(学校別)

現在	学校での食物プルキー対 物アルキー対応希望者数	9			_	က	(7	- r	_	-	-	_		2	4	8		•	2				c	7	/1	c	7	1		0	2	19		16	19	20	13
R3.12.27	エピペン 保持者数	2							d	0							0							c	0	0	•		-	-	1	2	2		2	3	1	1
	アナフィラキシー 有病率	4 ÷2				\	\	\	/000	0.29%			\	\			0.29%			\	\	\	\	2000	0.92%	0.44%		0.75%			0.73%	0.74%	0.51%		0.95%	0.76%	0.58%	0.57%
	アナフィラキシー ショック症状の ある人数	4		-					•							-	1				,	-		c	7	4	Ŧ	-	-		1	2	9		12	10	8	8
	食物アレルギー の有病率	3÷2			\	\	\	\	/ 1 00/	11.2%		\	\	\	\		8.5%		\	\	\	\	\	1000/	15.8%	10.8%		12 0%			11.7%	11.9%	11.0%		10.6%	10.6%	10.3%	11.6%
	食物アルキーのある人数	<u></u>	4	4	က	7	9	7	/	38	7,9	4	. 8	1	4	6	29	—	4	9	2	9	91	c C	30	97	9	16	11	2	16	32	129		134	139	141	161
	回収率	2-1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%	98.0%	99.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.5%	100.0%	97.2%	90.6%	100.0%	97.3%	99.1%	100.0%	97.0% 98.5%	96.3%	98.3%	97.2%	97.8%	%8'86		99.7%	99.2%	%9.66	%6.66
	未提出 者数	<u>(1)—(2)</u>	0	0	0	0	0	-	_	2	0		0	0	0	0	0	0	0	2	0		က	0	٥	Ω	0	7		-	4	6	14		4	11	5	2
	回収数	0	39	39	48	49	52	65	448	340	46 36	48	55	48	20	59	342	25	26	29	38	35	29	36	218	900	68	133	79	58	137	270	1,170		1,265	1,317	1,374	1,392
	児童生徒数	\odot	39	39	48	49	52	99	449	342	46 36	488	55	48	20	59	342	25	26	31	38	36	32	36	774	908	68	135	82	59	141	276	1,184		1,269	1,328	1,379	1,394
	孙		新1年生	1年生	2年生	3年生	4年年	5年任		### T	斯] 中午 1 年 在	った子	3年生	4年生	5年生	6年生	#	新1年生	1年生	2年生	3年年	4年生	5年生	5年年	## =T		1年生	工 十 7	1年生	2年生	ắ	校計	令和3年度調査合計	☆過去4年間の調査結果	度調査計	度調査計	美調査結果	芙調査結果
	补核					*************************************							東陽				3					山山			汇	小子校型	1			# 뮤		中学校計	令和3年度	☆過去4年	令和2年度調査計	令和元年度調査計	平成31年度調査結果	平成30年度調査結果

収率実績表
年度別徴
学校給食費

(学校給食グループ)

学校給食費年度別収納状況(現年度)

単位:円 99.1% 99.3% 99.3% 99.4% 99.5% 99.3% 98.9% 98.9% %9.66 88.66 収納率 収納未済額 541,300 596,000 463,900 403,400 565,000 769,750 968,700 815,800 301,000 106,400 盂 80,884,159 79,743,413 76,076,703 69,615,902 89,024,850 86,304,354 81,238,127 81,404,052 67,639,894 71,316,002 魯 万数 包 80,146,813 81,480,159 76,641,703 68,409,644 71,617,002 69,722,302 89,993,550 87,120,154 81,779,427 81,867,952 齠 汜 靐 99.1% 99.4% 98.5% %9.66 %6.66 98.5% %9'86 99.2% 99.5% **%9**'66 収納率 収納未済額 484,500 283,300 206,600 156,200 409,450 116,000 28,700 543,600 249,100 116,700 核 27,801,516 35,543,945 34,459,165 30,878,338 31,738,573 31,586,132 32,417,172 27,366,052 27,481,089 32,152,757 魯 從 - 닺 27,830,216 34,943,665 30,995,038 27,597,089 31,987,673 31,869,432 32,573,372 27,775,502 36,087,545 32,359,357 額 記謂 99.1% 99.4% 99.4% 99.4% 99.5% 99.0% %9.66 99.8% 99.2% 99.5% 収納率 額 収納未済額 77,700 257,300 185,000 425,100 331,300 292,200 312,700 247,200 448,300 360,300 核 小 53,480,905 43,834,913 41,892,086 41,814,386 51,845,189 49,499,554 49,298,027 49,251,295 47,326,241 45,198,365 40,273,842 以終 49,791,754 49,508,595 45,646,665 40,634,142 44,019,913 53,906,005 52,176,489 49,610,727 47,573,441 魯 定 靐 平成30年度 平成31年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成24年度 令和2年度 令和3年度 年度/区分

学校給食費年度別収納状況(過年度 ٥į

	合計収納率 (現十過年度)	93.4%	92.7%	95.4%	95.3%	95.2%	95.1%	92.0%	93.9%	94.4%	%Z'S6
	収納率	7.2%	5.5%	10.4%	12.5%	8.8%	11.3%	14.3%	10.7%	9.7%	18.7%
単位:円	収納未済額	5,342,596	2,991,395	3,409,895	3,456,295	3,694,795	3,686,995	3,505,895	3,634,795	3,976,595	3,471,895
	不納欠損額	0	2,971,001	0	0	0	0	0	0	0	0
	収納額	413,600	348,900	397,300	494,900	357,500	471,700	584,500	436,100	427,950	800,400
	調定額	5,756,196	6,311,296	3,807,195	3,951,195	4,052,295	4,158,695	4,090,395	4,070,895	4,404,545	4,272,295
	年度/区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度

学校別未納額状況(令和3年度分) . ო

106,400	3	丰	4 0
0	0	美幌北中学校	美幌北
28,700	1 28,700	中学校	美幌中学校
0	0	旭小学校	旭小
77,700	2	小学校	東陽 /
0	0	幌小学校	美幌小学校
単位:円			

令和3年度滞納繰越合計(令和4年度過年度調定額)

美幌町の学校給食における食物アレルギー対応指針

(平成28年 3月 7日策定)

1 基本的な考え方

美幌町教育委員会は、平成26年10月に北海道教育委員会が策定した「学校における食物アレルギー対応の進め方」に沿ったアレルギー対応を実施します。

2 具体的な対応

- ①児童生徒の食物アレルギー情報を正確に把握するため、毎年、翌年に小学校入学予定の児 童を含め、食物アレルギー調査を実施します。
- ②食物アレルギー調査の結果をデータベース化し、学校、給食センター、学校教育グループ において情報の共有を図ります。
- ③保護者は、学校での食物アレルギーに対する取組を希望する場合、「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」(以下「管理指導表」という。)を必ず学校に提出する。 管理指導表は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出する。
- ④美幌町教育委員会は、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、管理指導表の 作成に要する費用を助成し、保護者の負担軽減を図ります。
- ⑤管理指導表を基に、対象児童生徒への対応方法の検討、決定を行います。
 - ・個別面談(保護者、学級担任、養護教諭、栄養教諭、栄養職員)の実施。
 - ・個別の取組プランを作成する。
 - ・取組プランを全教職員へ周知、徹底する。

3 給食実施日における対応方法

①レベル1【詳細な献立表対応】

- ・学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、それをも とに保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で原因食品を除去 しながら食べる。
- ・全ての対応の基本であり、レベル2、3でも詳細な献立表は提示する。

②レベル2【一部弁当対応又は完全弁当対応】

- ・一部弁当対応は、除去食の対応が困難な献立に対して、家庭から弁当(代替 食)を持参。
- ・完全弁当対応は、全ての学校給食に対して弁当を持参。

③レベル3【除去食対応】

- ・原因食品を除いた給食を提供する。
- 献立によっては、レベル2の対応をすることもあります。
- ※年々食物アレルギー児童生徒が増加傾向にある中、学校におけるアレルギー対応人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーションのリスクがあるケースなどにおいては、児童生徒への安全・安心な給食の提供を第一と考え、アレルギー対応における除去食対応を困難と判断する場合もあります。
 - ・「コンタミネーション」とは、食品の製造過程で機械や器具から偶発的に原因食物が微量に混入してしまうこと。

4学校給食費の取扱い

- ①献立によって弁当を持参する場合 「1 食単価×給食を食べない日数」の金額を算出し返金する。
- ②主食(ごはん、パン、麺)を中止する場合中止回数分の金額を返金する。
- ③牛乳を中止する場合中止回数分の金額を返金する。
- ④献立によって除去食を提供する。又は、一部弁当を持参する場合 返金は行わない。
- ⑤献立によって副食の一部を自分で除去する場合 返金は行わない。

(通則)

第1条 美幌町食物アレルギー診断経費支援金(以下「支援金」という。)は、予算の範囲内で 交付するものとし、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、美幌町における食物アレルギー対策として、食物アレルギーを有する児童 生徒の保護者に対して、医師が作成する学校生活管理指導表の作成に要する費用を助成するこ とにより、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるとともに、保護者の負担軽減を 図ることを目的とする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、美幌町立小学校又は中学校に通学する児童生徒及び通学予定者であって、食物アレルギーを有することにより学校生活において特別な配慮や管理が必要と認められる者の保護者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、一申請につき3,000円を上限とする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者は、美幌町食物アレルギー診断経費支援金交付申 請書(様式第1号)に医療費自己負担額及び学校生活管理指導表作成費用を納付したことを証明 する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(支援金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、美幌町食物アレルギー診断経費支援金交付決定通知書(様式第2号)により、支援金の交付をしないことを決定したときは、美幌町食物アレルギー診断経費支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に 対し、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第8条 町長は、虚偽又は不正な手段で支援金の交付を受けた交付決定者があるときは、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

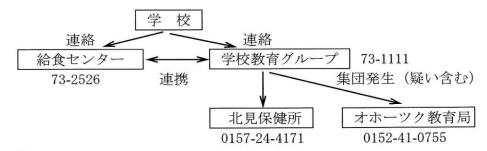
第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

学校給食事故管理マニュアル

異常が見つかった場合(除く、食中毒、伝染病の事故)



学 校

報告事項

患者数、学級別・職員等の発生状況、主要症状、発症日時 等報 告

第1報 電話により給食センター、学校教育グループに連絡する。

第2報 細部を調査して報告する。 個人別聴取用紙の提出

学校別体調不良症状一覧表の提出

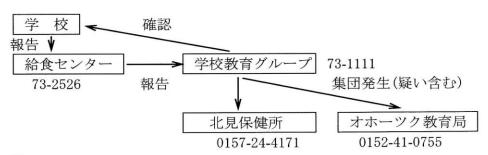
学校教育グループ

- ・詳細情報の収集、報告を受けた学校に出向く。
- ・電話並びに庁内LANにより、全学校へ情報提供と同じ事案の確認をする。

給食センター

・報告を受けた学校に出向く。学校教育グループとの連携する。

検食で異常が見つかった場合



学 校

・校長(検食者)から、給食センターに連絡し、庁内LANにより「検食簿」 を送る。

給食センター

- ・状況確認のため、栄養士を含めた2名以上で、学校に出向く。
- ・各学校に連絡して、検食の状況の情報を収集する。
- ・学校教育グループに報告する。

(令和2年4月1日制定)

(通則)

- 第1条 美幌町第3子以降学校給食費補助事業補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内で交付するものとし、美幌町補助金等交付規則(平成15年美幌町規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。(目的)
- 第2条 町は、町立学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒の学校給食に係る経費を助成することにより、多子世帯の保護者の負担を軽減するとともに、少子化対策並びに子育て支援に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 児童 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校に就学している者をいう。
 - (2) 生徒 学校教育法第1条に規定する中学校に就学している者をいう。
 - (3) 保護者 児童又は生徒に係る学校給食費の納入義務者をいう。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全 てに該当する者を養育する保護者(以下「申請者」という。)とする。
 - (1) 美幌町立学校設置条例(昭和39年美幌町条例第37号)第2条に規定する小中学校(以下「学校」という。)に在籍する児童又は生徒
 - (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童又は生徒

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号の全てに該当する者の学校給食費相当額とする。ただ し、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部についての給付等を 受けた場合は、補助金の額から当該給付額に相当する額を除くものとする。

(権限の委任)

第6条 補助対象者は、当該補助金の申請に当たり、当該補助金に係る申請及び実績報告を行う権限、受領した当該補助金を学校給食費に充当する権限その他補助金に関する一切の権限を、次条第1項に定める手続により、児童又は生徒が在籍する学校長が指定する美幌町第3子以降学校給食費補助事業代表者(以下「代表者」という。)及び学校給食センター所長に委任するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 申請者が補助金の交付を申請するときは、当該児童又は生徒が在籍する学校長に 美幌町第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状(様式第1号)を提出するもの とする。
- 2 学校長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、規則第4条第1項に規定 する補助金等交付申請書兼概算払申請書に、前項の美幌町第3子以降学校給食費補助金 交付申請書兼委任状(様式第1号)と次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出す るものとする。
 - (1) 美幌町第3子以降学校給食費補助事業計画書(様式第2号)
 - (2) 美幌町第3子以降学校給食費無償化補助申請者内訳書(様式第3号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

- 第8条 町長は、前条第2項の規定により交付の申請があったときは、当該申請の内容を 審査し、審査に必要があると認めるときは、関係する資料等の提出を申請者及び補助対 象者から求めることができる。
- 2 町長は、前項の審査により交付すべきものと認めたときは、規則第5条第1項に規定 する補助金等交付決定通知書兼概算払決定通知書により、当該申請書を提出した学校長 を通じて代表者に通知するとともに、美幌町第3子以降学校給食費補助金交付決定通知 書(様式第4号)により対象となる保護者に通知するものとする。

(変更申請)

- 第9条 申請者は、申請した内容に変更があったときは、美幌町第3子以降学校給食費補助事業変更承認申請書(様式第5号)により代表者に提出しなければならない。
- 2 学校長は、前項の規定による申請があったときは、規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等変更承認申請書兼概算払変更承認申請書に変更の内容が確認できる書類を 添えて町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認すると決定したときは、規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等変更決定通知書兼概算払変更決定通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金の実績報告等)

- 第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた代表者は、学校長を通じて補助金の交付の対象となる学校給食の実施日の属する年度の給食提供最終日の翌日までに、規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 美幌町第3子以降学校給食費補助事業報告書(様式第6号)
 - (2) 美幌町第3子以降学校給食費無償化補助実績内訳書(様式第7号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、その内容を審査 し、適当であると認めたときは、規則第12条に規定する補助金等交付額確定通知書に より代表者に通知するとともに、美幌町第3子以降学校給食費補助金等交付額確定通知 書(様式第8号)により対象となる申請者に通知するものとする。

(補助金の学校給食費への充当)

- 第12条 補助金は、年度末で精算し、交付するものとする。
- 2 町長は、前条の規定により確定した補助金をもって、当該補助金に係る学校給食費相当額を、町の会計に充当するものとする。

(報告又は調査)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた代表者及び申請者に対し、補助金の支給に関する報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、規則第14条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、代表者及び申請者へ美幌町第3子以降学校給食費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。